

一般社団法人明専会 会長、副会長および常務理事各候補選定処理基準

（目的）

第1条 この基準は、一般社団法人明専会（以下、「当法人」という。）定款第29条第2項及び第3項に定められた会長、副会長および常務理事を選任する手続きについて定める。

（会長候補者の推薦）

第2条 会長候補者は、会長候補者選定委員会により、理事会に提案され、選定されるものとする。

（会長候補者選定委員会）

第3条 前条、会長候補者選定委員会の委員は、理事および相談役の中から、次によって構成される。

- (1) 委員長 現総務部会長
 - (2) 委員 現副会長、現常務理事、現相談役2名以内、委員長が認めたもの若干名
 - (3) 事務局 現常務理事
- 2 委員会の役割は、協議のうえ会長候補者を選出し、理事会に推薦するものとする。
- 3 本委員会は、理事改選の前年の9月1日までに組織され、会長候補者を理事会に推薦した後、その役目は終了するものとする。

（副会長候補者の推薦）

第4条 副会長候補者は、理事候補者の中から、各代議員選挙区より推薦のあった者各1名が、候補者として理事会に推薦されるものとする。

- (1) A地区 A地区担当現副会長が関連支部と調整のうえ推薦する
- (2) B地区 B地区担当現副会長が関連支部と調整のうえ推薦する
- (3) C地区 C地区担当現副会長が関連支部と調整のうえ推薦する
- (4) D地区 D地区担当現副会長が関連支部と調整のうえ推薦する
- (5) 大学特区 大学特区担当現副会長が調整する

（常務理事候補者の推薦）

第5条 常務理事候補者は、理事候補者の中から、本処理基準第2条で定められた、会長候補者の意向を尊重し、理事会に推薦されるものとする。

（会長、副会長および常務理事の選任）

第6条 会長、副会長及び常務理事は、総会において選任された理事で構成される理事会の決議により選任されるものとする。

附則

- 1 この規則は、当法人の設立登記の日から施行する。
- 2 これにより、平成23年9月の理事会決議により定められた社団法人明専会 会長、副会長および常務理事各候補選定処理基準を廃止する。
- 3 誤記修正 平成26年2月6日
- 4 平成28年6月10日 文書理事会決議により一部修正する。

- 5 平成28年12月10日 定例理事会において副会長候補を増員する。
- 6 2018年5月19日 推薦者を修正する。
- 7 2026年2月14日 会長候補選定委員会の委員構成を変更する。